

平成15年度 社会 保 障 費

—解説と分析—

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

2005年(平成17年)9月20日「平成15年度社会保障給付費」を公表した。本稿では平成15年度の解説と分析をおこなう。なお、研究所のホームページで、配布資料全ページを公開している。公開形式はHTML形式とエクセルファイルのダウンロード形式で、配布資料同様の内容もPDFファイルのダウンロード形式で提供されている。

第1部 解 説 編

I 平成15年度社会保障給付費の概要

- 1 平成15年度の社会保障給付費は84兆2,668億円であり、対前年度増加額は7,002億円、伸び率は0.8%で調査開始以来最低であった。
- 2 社会保障給付費の対国民所得比は、平成14年度を0.22%下回る、22.86%になった。これは、国民所得の対前年度伸び率が、平成14年度の△1.7%から、平成15年度は1.8%と増加に転じたことによる。(対国民所得比が減少したのは、平成3年度以来の12年ぶり、対国民所得比の水準は平成14年度に続いて過去2番目に高くなった。)
- 3 国民1人当たりの社会保障給付費は66万300円で、対前年度伸び率は0.7%であった。
- 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」の部門別にみると、「医療」が26兆6,154億円で総額に占める割合は31.6%、「年金」が44兆7,845億円で同53.1%、「福祉その他」が12兆8,669億円で同15.3%であった。
- 5 「医療」の対前年度伸び率は1.3%で微増であった。その背景には平成15年度には、サラリーマン本人の負担割合及び家族の入院に係る負担割合を、2割から3割に引き上げる改正があり、また、老人定率1割負担の徹底が実施され、受診を抑制する制度改正が行われたことがあげられる。
- 6 「年金」の対前年度伸び率は0.9%で、近年では低い伸びにとどまった。その背景には、公的年金等に、マイナス物価スライド(△0.9%)が実施されたこと、厚生年金基金の解散や代行返上により基金の給付(3階部分)が減少したこと、平成15年度、制度改正に伴う脱退一時金により増加した農業者年金基金の給付が減少したことなどが考えられる。
- 7 生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等からなる「福祉その他」の対前年度伸び率は△0.4%で平成2年度以降13年ぶりに減少した。しかし、「福祉その他」の再掲として掲載している「介護対策」は9.6%の増加であり、全体が減少した主な原因は、景気の回復及び雇用保険法の改正等が影響して減少した雇用保険の「失業・雇用対策」の減少等であった。制度発足後、給付費の伸びが急激であった介護対策については、平成15年度は、介護報酬のマイナス改定(△2.3%)の影響もあり、若干、伸び率が抑えられている。

表1 部門別社会保障給付費

| 社会保障給付費 | 平成14年度 | 平成15年度 | 対前年度比 | |
|----------|--------------------|--------------------|-------|------|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 計 | 835,666 (100.0) | 842,668 (100.0) | 7,002 | 0.8 |
| 医療 | 262,744 (31.4) | 266,154 (31.6) | 3,409 | 1.3 |
| 年金 | 443,781 (53.1) | 447,845 (53.1) | 4,064 | 0.9 |
| 福祉その他 | 129,140 (15.5) | 128,669 (15.3) | △471 | △0.4 |
| 介護対策(再掲) | 46,995 (5.6) | 51,521 (6.1) | 4,525 | 9.6 |

注) () 内は構成割合である。公表資料の表1に相当。

表2 機能別社会保障給付費

| 社会保障給付費 | 平成14年度 | 平成15年度 | 対前年度比 | |
|-------------|--------------------|--------------------|--------|-------|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| | 億円 | 億円 | 億円 | % |
| 計 | 835,666 (100.0) | 842,668 (100.0) | 7,002 | 0.8 |
| 高齢 | 412,382 (49.3) | 420,079 (49.9) | 7,697 | 1.9 |
| 遺族 | 60,875 (7.3) | 61,687 (7.3) | 812 | 1.3 |
| 障害 | 19,393 (2.3) | 19,495 (2.3) | 102 | 0.5 |
| 労働災害 | 10,012 (1.2) | 9,912 (1.2) | △100 | △1.0 |
| 保健医療 | 258,374 (30.9) | 260,851 (31.0) | 2,476 | 1.0 |
| 家族 | 27,001 (3.2) | 27,217 (3.2) | 216 | 0.8 |
| 失業 | 25,472 (3.0) | 19,471 (2.3) | △6,001 | △23.6 |
| 住宅 | 2,503 (0.3) | 2,796 (0.3) | 293 | 11.7 |
| 生活保護 その他 | 19,654 (2.4) | 21,159 (2.5) | 1,505 | 7.7 |

注) () 内は構成割合である。公表資料の表4に相当。

機能別(表2)で最も大きいのは老齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり42兆79億円、総額に占める割合は49.9%であった。2番目に大きいのは医療保険や老人保健などの医療給付などからなる「保健医療」であり

26兆851億円、総額に占める割合は31.0%であった。これら上位2つの機能分類の合計が、総額の80.9%を占めている。

対前年度伸び率では「住宅」が11.7%と高いが、増加額は少なく、給付費全体の伸びへの影響は小さい。一方、給付費全体の伸びに最も影響を与える「高齢」については1.9%、「保健医療」については1.0%の低い伸びとなった。一方、「失業」が対前年度で△23.6%と大きく減少している。その結果全体でも対前年度伸び率で0.8%と小さい伸びにとどまった。

II 平成15年度社会保障財源の概要

1 平成15年度の社会保障収入総額は101兆2,526億円で、対前年度伸び率が14.77%であった。

注) 収入総額には、社会保障給付費の財源に加えて、管理費及び給付以外の財源も含まれる。

2 大項目では「社会保険料」が54兆6,302億円で、収入総額の54.0%を占めている。次に「税」が27兆7,853億円で、収入総額の27.4%を占めている。

3 収入額の伸びをみると、「資産収入」の増加が大きく対前年伸び率では844.14%となっている。社会保障給付費において「資産収入」を計上している制度は、年金制度を中心とした積立金を保有する制度である。制度ごとに資産収入の変化を見ると、最も多く積立金を保有する厚生年金の資産収入が大きく増加してきており、それにより全体の資産収入も増加している。厚生年金については、平成13年度から積立金の一部を市場で運用しているところであるが、平成15年度は、国内株式(TOPIX配当込み)の投資収益率が51.13%と年度の収益率としてはバブル崩壊後最も高いものとなったこと等により、運用収入が大きく増加したことが影響したと考えられる。また、「税」については増加しているが、「社会保険料」では対前年度比較で減少した。

表3 項目別社会保障財源

| | 平成14年度 | 平成15年度 | 対前年度比 | |
|----------|--------------------------|----------------------------|---------------|------------|
| | | | 増加額 | 伸び率 |
| 計 | 億円 882,218 (100.0) | 億円 1,012,526 (100.0) | 億円 130,308 | % 14.77 |
| I 社会保険料 | 558,784 (63.3) | 546,302 (54.0) | △12,483 | △2.23 |
| 事業主拠出 | 284,054 (32.2) | 272,505 (26.9) | △11,549 | △4.07 |
| 被保険者拠出 | 274,731 (31.1) | 273,797 (27.0) | △934 | △0.34 |
| II 税 | 267,140 (30.3) | 277,853 (27.4) | 10,713 | 4.01 |
| 国 | 205,520 (23.3) | 211,415 (20.9) | 5,895 | 2.87 |
| 地方 | 61,620 (7.0) | 66,438 (6.6) | 4,818 | 7.82 |
| III 他の収入 | 56,294 (6.4) | 188,371 (18.6) | 132,077 | 234.62 |
| 資産収入 | 16,124 (1.8) | 152,229 (15.0) | 136,105 | 844.14 |
| その他 | 40,170 (4.6) | 36,142 (3.6) | △4,028 | △10.03 |

注) () 内は構成割合である。公表資料の表7に相当。

注) 公表資料では、第10表及び第11表で財源の推移を示した。前者はILO第18次までの調査票に、後者はILO第19次の調査票に基づいて集計された。

「社会保険料」については、事業主拠出が1兆1,549億円、被保険者拠出が934億円減少した。事業主拠出の減少の主な要因は、厚生年金基金等の7,414億円減、厚生年金保険の4,804億円減で、被保険者拠出の減少の主な要因についても、厚生年金保険の4,804億円減、厚生年金基金等の2,693億円減となっている。

厚生年金保険で保険料拠出が減少した理由は、被保険者数の減少と標準報酬月額総額の減少(対前年度比△1.2%)に加え、平成15年度から実施された総報酬制により、得られる予定だったボーナスからの保険料徴収分が少なかったことが影響していると考えられる。

一方、厚生年金基金等については、主に厚生年金基金の解散や代行返上に伴い基金数が減少した

こと等が考えられる。

第2部 分析編

制度改正と福祉給付

平成15年度に実施され社会保障給付費に影響を与えた制度改正の中で、障害者福祉に係る給付について以下にまとめる。平成15年4月、障害者福祉サービスが「措置制度」から「支援費制度」¹⁾へ移行された。

支援費制度においては、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとしたところである。

平成17年に成立した障害者自立支援法は精神障害者のサービスまでを包括的に扱っているが、平成15年4月に施行された支援費制度において

は、表4のように身体障害・知的障害を対象とした給付のみ対象にしていた。費用の種類として支援費は、居宅生活支援費と施設訓練等支援費に分かれる。平成15年度社会保障給付費においては「社会福祉」(第9表「26社会福祉」の『医療以外の現物』2兆2,481億円²⁾に含まれている。障害保健福祉部の管轄する「居宅支援費関連費用」では、平成15年度に給付された費用は1,561億円で、前年度の同様の費用と比較すると103億円の増加となっている。しかし、施設訓練等支援費については、知的障害者施設訓練等支援費等負担金が3,908億円で、前年の同様の費用(知的障害者援護措置費負担金)と比較して263億円の減少となっている。また、身体障害者施設訓練等支援費等負担金は1,531億円で、前年の同様の費用

(更正援護施設事務費負担金)と比較して4億円の減少となっている。これは、支援費制度の移行に伴い、支援費関係の給付は支出がこれまでより1ヵ月遅れることになり、平成15年度は11ヵ月分の計上となっているからである。従って、支援費制度の発足初年度の数値をそのまま対前年と比較するのは適当ではない。居宅生活支援費では、在宅支援サービス(ホームヘルプサービス、身体障害者デイサービス及びショートステイ、知的障害児・者デイサービス及びショートステイ、グループホーム)の推移を示した厚生労働省の資料がそのことを明記している。

図2は、障害者自立支援法を検討する資料として、社会保障審議会障害者部会で配布された資料の一部であるが、法律成立後に一部更新され厚生労働省のホームページに掲載されている。平成15年度の在宅支援サービスは予算上は516億円とされているが、これは11ヵ月分を想定していることであり、12ヵ月分にするると563億円になることが参考に明記されている。また、図2では「精神障害者福祉制度」の同様の予算として平成15年度当初予算で27億円、当年度不足額で4億円があったことを示している。平成15年度は支援費制度の初年度だったが、年度末に当初予算を大きく上回る支出実績が見込まれた。それまで市町村の独自事業としてだけだった知的障害児・者対象の在宅支援サービスが、支援費として全国的

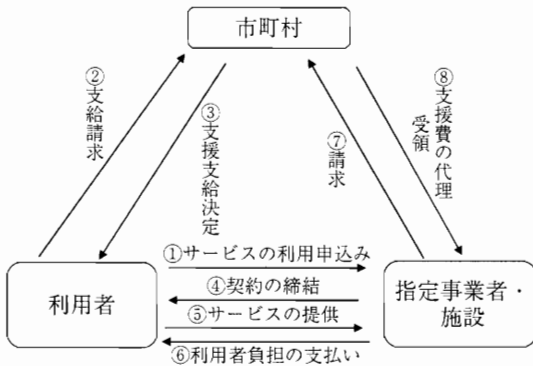
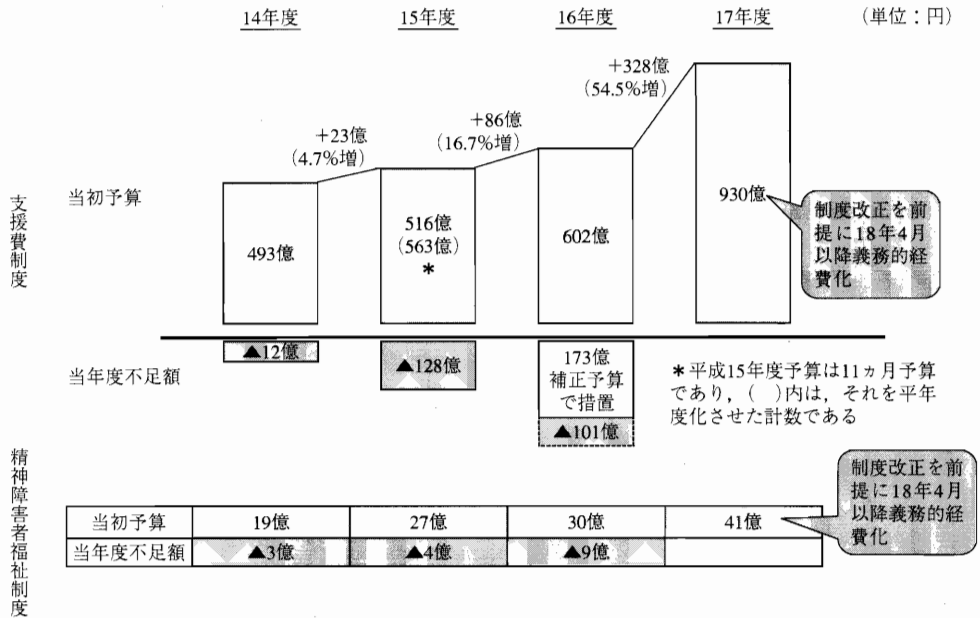


図1 支援費制度のしくみ

表4 法律別 支援費制度の対象サービス

| | 身体障害者福祉法 | 知的障害者福祉法 | 児童福祉法 (障害児関係のみ) |
|--------------|---|---|---|
| 支援費制度の対象サービス | <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者更正施設 身体障害者療養施設 身体障害者授産施設 (政令で定める施設に限る) 身体障害者居宅介護等事業 身体障害者デイサービス事業 身体障害者短期入所事業 | <ul style="list-style-type: none"> 知的障害者更正施設 知的障害者授産施設 (政令で定める施設に限る) 知的障害者通勤寮 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設 知的障害者居宅介護等事業 知的障害者デイサービス事業 知的障害者短期入所事業 知的障害者地域生活援助事業 (グループホーム) | <ul style="list-style-type: none"> 児童居宅介護等事業 児童デイサービス事業 児童短期入所事業 |

出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「支援費制度の事務大要」, p.3, 平成13年8月23日, 支援費制度担当課長会議資料。



出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部『障害者自立支援法による改革～「地域で暮らす」を当り前に～』, p.7. <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou02/1.html>

図2 在宅サービスに係る予算の状況

表5 平成15年度支援費制度の在宅サービスの執行状況

(単位: 億円)

| 事業名 | 所要見込額 | 予算現額 | 予算現額 | | 差引 | カバー率 |
|------------|--------|--------|-------|------|-----|------|
| | | | 当初予算額 | 流用等額 | | |
| 在宅サービス全体 | 622 | 608 *2 | 516 | 114 | ▲14 | 98% |
| ホームヘルプ | 368 *1 | 354 | 278 | 76 | ▲14 | 96% |
| 身障ディ・ショート | 72 | 72 | 94 | ▲22 | 0 | 100% |
| 知・児ディ・ショート | 106 | 106 | 77 | 29 | 0 | 100% |
| グループホーム | 76 | 76 | 68 | 9 | 0 | 100% |

注) *1 所要見込額は、国庫補助基準内の額である。

*2 在宅サービス全体の当初予算額のうち22億円については、他の事業に流用できない経費であるため、当初予算額と流用等額を加えた額が、予算現額と一致しない。

出所) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「平成15年度支援費制度の在宅サービスの執行について」。

に認知されたことで、当初の予想以上に知的障害児・者の給付が伸びたからである。

表5は、障害保健福祉部障害福祉課の公表資料である。これは、平成15年度末に支援費予算が不足したときの状況を示している。この表は、平成15年度において在宅サービスで516億円を見込んでいたが、実際はサービス受給が予想以上に

伸びて622億円になったこと、その622億円をまかなうために、流用等で114億円追加用意したが、それでも14億円が不足したことを表現している。当初予算と所要見込み額を比較すると、ホームヘルプサービスが大きく伸びたこと、知的障害児・者のデイサービスやショートステイが増加したことがわかる。なお、流用等額とは、厚生労働省の

全体予算の中で工面した額ということである。

居宅支援費としては、障害保健福祉部関係の他に老人保健関係の費用がある。介護保険が導入される以前は福祉で高齢者のホームヘルプサービスを行っていたが、介護保険施行後は、重度認知症などの要介護認定ができず介護保険給付を受けられない高齢者のホームヘルプサービスが残っている。これが平成15年度1,236億円あった。

支援費制度のうち居宅支援を広く障害者及び高齢者の両方から捉えると、障害児・者の居宅支援費として1,561億円、そして高齢者の居宅支援費として1,236億円を合算して、平成15年度2,797億円の居宅支援給付があったことになる。

平成15年度社会保障給付費の推計作業及びとりまとめは、本田達郎・勝又幸子・米山正敏が担当した。本資料に関する問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 企画部 第3室 03-3595-2985(企画部直通)又は勝又幸子(yukiko-ka@ipss.go.jp)

社会保障給付費及び国際比較データはすべて国立社会保障・人口問題研究所のホームページで公表している。<http://www.ipss.go.jp>

本文の表章で△は減少数(率)を表わす。

注

1) 支援費制度の具体的な仕組み

①サービスの利用に際し、支援費の支給を希望する者は、必要に応じて適切なサービスを選択するための相談支援を市町村等から受け、市町村に対し支給申請を行う。

②市町村は、支給を行うことが適切であると認めるときは、申請者に対して支援費の支給決定を行う。

③支援費の支給決定を受けた者は、都道府県知事等の指定を受けた指定事業者又は施設との契約により、サービスを利用する。

④サービスを利用したときは、本人および扶養義務者は、指定事業者又は施設に対し、サービスの利用に要する費用のうち本人および扶養義務者の負担能力に応じて定められた利用者負担額を支払う。また、市町村は、サービスの利用に要する費用の全体額から利用者負担額を控除した額を支援費として支給する。(ただし、当該支援費を指定事業者又は施設が代理受領する方式をとる。)

2) 公表資料「平成15年度社会保障給付費」p.26参照。

(ほんだ・たつお 企画部長)

(かつまた・ゆきこ 企画部第3室長)

(よねやま・まさとし 企画部第1室長)